

議事案件3

道の駅よこはまエリア事業推進協議会規約の一部改正について

(協議会規約関係条項抜粋)

【旧規則】

(任期)

第7条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。

ただし、任期途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【新規則】

(任期)

第7条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。

ただし、任期途中で選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

道の駅	道の駅よこはま ((株) よこはまロマン創社)
学識経験者	
道の駅利用団体	なたねの会 ブルーマリン ルアラル JA 女性部
町内関係団体	横浜町商工会 十和田おいらせ農協 横浜町支店 横浜町漁業協同組合 老人クラブ連合会
町議会議員	
行政	横浜町副町長 横浜町総務課 横浜町企画財政課 横浜町産業振興課 横浜町健康福祉課 横浜町建設水道課 横浜町教育課
道路管理者	青森県県土整備部道路課 青森県上北地域県民局地域整備部 青森県下北地域県民局地域整備部